

受診勧告 ～この勧告書を受け取った方へ～

飲酒運転違反者の方へ勧告しています。

「アルコール依存症受診に関する勧告書」のとおり、直ちに別添指定医療機関でアルコール依存症に関する診断を受け、別紙（裏面）報告書により受診した旨を報告してください。

※ できるだけ、家族の方と一緒に受診してください。

ただし、下記に該当すると思われる方は、下段「アルコール依存症に関する受診義務免除又は猶予にかかる申出書」に該当事由を記載し、返信用封筒にて報告ください。

記

- ① 医療機関で、既にアルコール依存症と診断されている者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ③ 傷病等により、現に指定医療機関に行けない者、診察を受けられない者
- ④ 出張等で長期に住居を離れるため、期限内に受診ができないと見込まれる者

【この通知に関する問い合わせ先】

三重県環境生活部 交通安全・消費生活課 交通安全班

飲酒運転防止（飲酒運転とアルコール問題）相談窓口

TEL 059-224-3101 FAX 059-228-4907

（月～木曜日 午前9時00分～午後4時00分）

※ 相談時間は、祝・休日および年末年始は除きます。

(切り取り線)

アルコール依存症に関する受診義務免除又は猶予にかかる申出書

平成 年 月 日

三重県環境生活部長 あて

住 所

氏 名

印

連絡先

「アルコール依存症受診に関する通知書」を受け取りましたが、下記の事由に該当しますので、受診義務の免除又は猶予を認めていただきたく申し出ます。

記

※いずれか該当する項目に ○ をつけたうえ、必要事項を記載してください。

- ・ □ 私は、既に医療機関において、アルコール依存症と診断されています。

「私は、平成()年()月に

() 病院・診療所等を受診し、

アルコール依存症と診断されました。」

(注) 診察券の写し又は領収書の写しを添付してください。

- ・ □ 私は、通知書に記載の期限までに受診及び報告ができませんので、次の期間、受診及び報告の義務を免除又は猶予してください。

猶予を希望する期間 (平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日)

受診できない具体的理由

(注) 具体的理由を証明する証拠書類等を添付してください。

~~~~~  
申し出いただいても、免除又は猶予が認められない場合もあります。

# アルコール依存症等に関する県の主な相談窓口一覧

## 1 保健所

| 保健所     | 担当課   | 所在地                  | 電話番号         |
|---------|-------|----------------------|--------------|
| 桑名保健所   | 地域保健課 | 桑名市中央町5丁目71（県桑名庁舎2F） | 0594-24-3620 |
| 四日市市保健所 | 保健予防課 | 四日市市諏訪町2-2 四日市市総合会館  | 059-352-0596 |
| 鈴鹿保健所   | 地域保健課 | 鈴鹿市西条5-117（県鈴鹿庁舎2F）  | 059-382-8673 |
| 津保健所    | 地域保健課 | 津市桜橋3-446-34（県津庁舎5F） | 059-223-5057 |
| 松阪保健所   | 地域保健課 | 松阪市高町138（県松阪庁舎2F）    | 0598-50-0532 |
| 伊勢保健所   | 地域保健課 | 伊勢市勢田町628-2（県伊勢庁舎1F） | 0596-27-5148 |
| 伊賀保健所   | 地域保健課 | 伊賀市四十九町2802（県伊賀庁舎2F） | 0595-24-8076 |
| 尾鷲保健所   | 健康増進課 | 尾鷲市坂場西町1番1号（県尾鷲庁舎2F） | 0597-23-3428 |
| 熊野保健所   | 健康増進課 | 熊野市井戸町383            | 0597-89-6115 |

## 2 精神保健福祉センター

### こころの健康センター

津市桜橋3丁目446-34（県津庁舎保健所棟2F） 059-223-5243

★ 関係機関からの相談は、精神疾患全般に対応しています（平日 8:30～17:15）

#### (1) 専門電話相談 \* 祝日を除く

- ① ひきこもり専門電話相談、依存症専門電話相談（毎週水曜日 13:00～16:00） 059-253-7826
- ② 自殺予防・自死遺族 電話相談（毎週月曜日 13:00～16:00）※祝日の場合は火曜日 059-253-7823

#### (2) 専門面接相談(予約制) \* 祝日を除く

※ 面接相談の予約は専門電話相談へ

- ① ひきこもり 面接相談（毎週木曜日）  
対象： ひきこもりで悩んでいる方や、その家族・親族及び関係機関
- ② 依存症 面接相談（毎週金曜日）  
対象： アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の方や、その家族・親族及び関係機関
- ③ 自殺予防・自死遺族 面接相談（毎週火曜日）  
対象： 自殺予防のための相談、自死で家族を亡くされた方、及び関係機関

#### (3) 傾聴電話

こころの傾聴テレフォン（平日毎日 10:00～16:00）

対象： こころの悩みを聴いて欲しい方 059-223-5237、5238

## アルコール依存症等に関する県の主な相談窓口一覧

### (保健所・精神保健福祉センター) 精神科医師による相談

※ いずれも事前に予約が必要。詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

| 保健所        | 実施日など                                                                               | 実施場所                                | 問い合わせ先                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 桑名保健所      | 毎月1回開催<br>(原則、第4水曜日)                                                                | 桑名保健所(偶数月)<br>管内市町の保健センター等<br>(奇数月) | 地域保健課<br>電話 0594-24-3620                                                                                                                                           |
| 四日市市保健所    | 毎月2回開催<br>(原則第2・第4金曜日)                                                              | 四日市市保健所                             | 保健予防課<br>電話 059-352-0596                                                                                                                                           |
| 鈴鹿保健所      | 奇数月開催<br>(原則、第1木曜日)                                                                 | 鈴鹿保健所                               | 地域保健課<br>電話 059-382-8673                                                                                                                                           |
| 津保健所       |                                                                                     |                                     |                                                                                                                                                                    |
| 松阪保健所      | 毎月1回開催<br>(原則、偶数月=第3月曜日<br>奇数月=第3金曜日)                                               | 松阪保健所                               | 地域保健課<br>電話 0598-50-0532                                                                                                                                           |
| 伊勢保健所      | 毎月1回開催<br>(原則、第4木曜日)                                                                | 伊勢保健所<br>県志摩庁舎(9月、1月)               | 地域保健課<br>電話 0596-27-5148                                                                                                                                           |
| 伊賀保健所      | 毎月1回開催<br>(原則、第4水曜日)                                                                | 伊賀保健所                               | 地域保健課<br>電話 0595-24-8076                                                                                                                                           |
| 尾鷲保健所      | 不定期開催・年2回                                                                           | 尾鷲保健所<br>紀北町老人福祉センター                | 健康増進課<br>電話 0597-23-3428                                                                                                                                           |
| 熊野保健所      | 不定期開催・年2回                                                                           | 御浜町役場<br>紀宝町役場                      | 健康増進課<br>電話 0597-89-6115                                                                                                                                           |
| こころの健康センター | [依存症関連]<br>毎月2回開催<br>(原則、第2・第4水曜日)<br><br>[ひきこもり、自殺予防関連等]<br>毎週開催<br>(原則、毎週木曜日・金曜日) | こころの健康センター                          | [ひきこもり・依存症関連]<br>ひきこもり・依存症専門相談<br>(毎週水曜日 13:00~16:00)<br>電話 059-253-7826<br><br>[自殺予防関連等]<br>自殺予防・自死遺族電話相談<br>(毎週月曜日 13:00~16:00)<br>※祝日の場合は火曜日<br>電話 059-253-7823 |

### 3 三重県精神科救急情報センター

精神科救急医療相談 0598-29-9099 (夜間・休日を含めた365日24時間対応)

- \* 精神障がいのある方やご家族が、夜間・休日等でかかりつけの医療機関と連絡が取れず、お困りのときの緊急相談電話です。
- \* 既にかかりつけの精神科医療機関がある場合は、まずそちらにご相談ください。
- \* 精神科医療のスタッフが相談に対する助言を行うほか、必要に応じて精神科医療機関を紹介しています。
- \* 夜間・休日等の精神科救急医療(診察・入院等)は、精神科病院の当番制で運用しています(三重県精神科救急医療システム事業)。この相談電話で、当日の当番病院をご紹介します。